



新型コロナウイルス感染症対策のために いつでもどこでもスマートフォンで申告



今年の申告は混雑を避けて スマートフォンで行いませんか

スマートフォンで所得税の確定申告書を作成し、e-Taxで申告することができます。

給与所得のほか、年金収入や副業などの所得がある人などはスマートフォン専用画面に誘導され、より簡単にe-Taxでの申告ができます。

例年、確定申告時期の相談会場は、大変混雑します。会場は、ソーシャルディスタンスの確保や検温の実施など、さまざまな感染防止対策を講じていますが、より安全なe-Taxでの申告もご検討ください。

■スマートフォンでe-Tax
スマートフォンからe-Taxで

菊池税務署 ☎0968(25)2121

申告するために、次のいずれかの方法を選べます。

- ①マイナンバーカード方式
「マイナンバーカード」と「マイナンバー」読取機能を搭載したスマートフォンをお持ちの人は、マイナンバーカードの電子証明書を読み取って、スマートフォン専用画面からe-Taxで送信できます。
- ②ID・パスワード方式

事前に税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行される「IDとパスワード」があれば、スマートフォン専用画面からe-Taxで送信できます。

詳しくは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) をご覧いただくか、最寄りの税務署にお尋ねください。



国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」

※お問い合わせのときは、自動音声案内に従い、「2」を選択してください。



12月末まで インフルエンザ予防接種費用を助成します

健康・保険課 保健予防係 ☎(232)4912

インフルエンザ予防のポイント

- ・手洗い、マスク着用の感染症対策を徹底しましょう。
- ・人混みは避けましょう。
- ・室内では適度な湿度(50〜60%)を保ち、換気をしましょう。
- ・バランスの取れた食事と睡眠、休養を十分取りましょう。
- ・適度な運動を心がけ、小まめな水分の補給を心がけましょう。

自己負担額

町では接種費用の一部を助成していますが、今年度の自己負担額は下表のとおりになります。

指定医療機関

ホームページ、広報まぐよう10月号に掲載しています。65歳未満の人で、指定医療機関以外で接種する場合は、全額自己負担となります。

65歳以上の人で、指定医療機関以外で接種する場合は、事前に申請手続きが必要になります。

詳しくはお問い合わせください。

- 接種期間 12月末まで
- 対象年齢 1歳以上

年齢	回数(間隔)	自己負担額(1回につき)
1歳以上13歳未満	2回(2~4週間)	1,900円
13歳以上65歳未満	1回	1,400円
65歳以上	1回	

*生活保護受給者、中国残留邦人等に対する支援給付受給者は、「生活保護証明書」を医療機関へ提出または「中国残留邦人等に対する支援給付本人確認証」を医療機関へ提示していただくと自己負担額が免除されます。

- 医療機関に持参するもの
 - ・保険証、免許証など住所が確認できるもの
 - ・母子健康手帳(13歳未満は必ず持参してください)

冬に流行する

ノロウイルスに注意しましょう

ノロウイルスは、感染力が強く、はげしい^{おう}嘔吐や下痢が特徴です。集団感染の危険もあるので冬場は特に注意が必要です。

ノロウイルスの感染ルート

- ①人からの感染
 - ・感染した人の便や嘔吐物から、人の手やドアノブなどを介して感染する
 - ・家庭や施設内で飛沫などにより感染する
- ②食品からの感染
 - ・感染した人が調理して汚染された食品などを食べて感染する
 - ・ウイルスの蓄積した、加熱不十分な二枚貝などを食べて感染する

感染予防の3つのポイント

- ①「手洗い」をしっかりと
 - ・食事の前、トイレの後、調理前後は、石けんでよく洗い、流水で十分に流しましょう

※アルコール消毒は、インフルエンザなどの予防には効果的ですが、ノロウイルスには効果が低いといわれていますのでご注意ください。

- ②「人からの感染」を防ぐ
 - ・家庭内や施設などでノロウイルスが発生した場合、感染した人の便や嘔吐物からの感染に注意が必要です
 - ・便や嘔吐物を処理する時は、使い捨てのエプロン、マスク、手袋を着用し、次亜塩素酸ナトリウム(0.1%)で浸すように床を拭き取り、水拭きしましょう
- ③「食品からの感染」を防ぐ
 - ・調理は食材の中心部までしっかりと加熱しましょう(85度以上で一分以上加熱)
 - ・調理器具や調理台は消毒して清潔に保ちましょう

- 問い合わせ
健康・保険課 保健予防係
☎(232)4912

新型コロナウイルス感染症

発熱などの症状がある場合は、かかりつけ医に相談しましょう

今冬は季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行の可能性がありますが、発熱などの症状がある場合は、かかりつけ医や最寄りの医療機関などに必ず電話で連絡し、受診してください。連絡したかかりつけ医や最寄りの医療機関で受診できない場合は、連絡した医療機関が他の診療・検査が可能な医療機関を紹介します。

相談する医療機関に迷う場合

かかりつけ医がなく、相談する医療機関に迷う場合は、「発熱患者専用電話番号」にて診療・検査が可能な医療機関をご案内します。

- 発熱患者専用電話番号 ☎0570(096)567

一般的な相談

新型コロナウイルス感染症関連の相談や、感染の疑いなどの相談は、コールセンターにご連絡ください。

- 熊本県コールセンター
(新型コロナウイルス感染症専用相談窓口)
☎(300)5909(24時間対応)

発熱などの症状があれば、
まずはかかりつけ医に相談しましょう



発熱など 医療機関へ事前連絡 受診・検査

※電話による相談ができない人は、FAXでの相談も受け付けています。

- 問い合わせ
県健康危機管理課
受付時間：午前9時～午後7時
FAX (383)0607、(383)0608